

介護老人保健施設 葛飾ロイヤルケアセンター
指定短期入所療養介護【介護予防短期入所療養介護】運営規程

(運営規程制定の主旨)

第1条 医療法人社団明芳会が開設する介護老人保健施設 葛飾ロイヤルケアセンター〔指定短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護) (以下「当施設」という。)〕の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)は、要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業所、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 当施設では、明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者またはその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

(1) 施設名	介護老人保健施設 葛飾ロイヤルケアセンター
(2) 所在地	東京都葛飾区堀切2丁目66番17号
(3) 電話番号	03-3697-7100 Fax番号 03-3697-8170
(4) 管理者名	増谷 祐人(医師)
(5) 介護保険指定番号	介護老人保健施設(1357080963号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法令に定めるところによる。

(1) 管理者	1名
(2) 医師	1.5名以上
(3) 薬剤師	0.5名以上
(4) 看護職員	15名以上
(5) 介護職員	36名以上
(6) 支援相談員	2名以上
(7) 理学療法士・作業療法士	1.5名以上
(8) 栄養士・管理栄養士	1名以上
(9) 介護支援専門員	2名以上
(10) 事務職員	4名以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりである。

(1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。

(2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

(3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。

(4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の短期入所療養介護計画に基づく看護を行う。

(5) 介護職員は、利用者の短期入所療養介護計画に基づく介護を行う。

- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市区町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーション実施に際し指導を行う。
- (8) 栄養士・管理栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の短期入所療養介護計画の原案を立てるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務職員は、利用者及びその家族への事務対応をするほか、介護老人保健施設に携わる従業員の管理を行う。

(利用定員)

第7条 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の利用定員数は、利用者が申込をしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた和とする。ただし、災害時においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

(事業の内容)

第8条 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の内容は、次のとおりとする。

- (1) 療養上の診療
- (2) 看護
- (3) 医学的管理の下における介護
- (4) リハビリテーション
- (5) 食事の提供
- (6) レクリエーション等その他サービスの提供

(利用料その他の費用の額)

第9条 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)が法定代理受領サービスであるときは、別紙利用額一覧とする。

- 2 食費、滞在費の利用料については、別紙利用額一覧表のとおりとする。なお、厚生労働大臣が定める利用者負担段階第1段階、第2段階、第3段階①、第3段階②の該当者については、保険者から交付される「介護保険負担限度額認定証」に記載された負担限度額を利用者負担額とする。
- 3 前項の利用料等のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。
 - (1) 送迎に要する費用
 - (2) 理美容代
 - (3) その他便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- 4 本条2項、3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 5 当施設は本条2項、3項で設定した食費並びに滞在費、その他の費用の額を改定することがある。

費用の改定にあたっては、介護保険制度の改正内容や施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し改定するのとし、利用者又はその身元保証人に改定の考え方を書面で説明し、書面での同意を得た上で改定するものとする。

(通常の送迎の事業実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域は、葛飾区内とする。(他区については要相談)

(施設利用にあたっての留意事項)

第11条 当施設にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

- ・面会は、午前10時～午後8時(受付の面会届を記入)
- ・消灯時間は午後9時
- ・外出する場合は事前に届け出を記入
- ・飲酒、喫煙は原則禁止
- ・設備、備品の利用は、備え付けのものを利用(無断使用は禁止)
- ・飲食物の持ち込みは原則不可(施設で許可したものに限る)
- ・金銭、貴重品の管理は、個人管理(破損・紛失・盗難には責任を負いかねる)
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止
- ・他利用者への迷惑行為は禁止
- ・その他、持ち物には全て記名

(非常災害対策)

第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事務長を充てる。
- (2) 火元責任者には、各フロア責任者を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）…年2回以上
 - ②利用者を含めた総合避難訓練…年1回
 - ③非常災害用設備の使用方法的徹底…随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(苦情処理)

第13条 管理者は、提供した指定短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)に関する利用者からの苦情に関して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(職員の服務規律)

第14条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第15条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第16条 職員の就業に関する事項は、別に定める介護老人保健施設 葛飾ロイヤルケアセンターの就業規則による。

(職員の健康管理)

第17条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第18条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに蔓延する事がないよう、水回り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、管理栄養士等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(事故発生時の対応)

第19条 当施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業所、保険者に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。また事故の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。

- 2 当施設は、サービスの提供に伴って、当施設の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。但し、当施設の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。
- 3 当施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(身体拘束の制限)

第20条 従業者は、指定短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。なお、当該記録は医師が診療録に行わなければならないものとする。

(個人情報の保護)

- 第21条 当施設は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。
- 2 当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(守秘義務)

- 第22条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 当施設は、従業者に従業者でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行う。
- 3 当施設は従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。従業者等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第23条 当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等の活用可能)を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第1号に規定する委員会はテレビ電話等を活用して行うことができるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第24条 当施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 年1回専門研修を行っている。
- 2 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。
- 3 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- 4 指定短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団明芳会と当施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 ハラスメント対策、業務継続計画の策定、避難訓練等における地域住民の参加、感染対策、事故の防止・発生時の対応、高齢者虐待防止の推進については別紙参照とする。

附 則

この規定は、平成19年7月1日から施行する。

平成24年2月1日	改定
平成30年4月1日	更新
令和元年10月1日	更新
令和2年10月1日	更新
令和3年8月1日	更新
令和6年4月1日	更新